

障がい福祉分野における新型コロナウイルス感染症対策関係予算の状況

障がい者支援課

1 補正予算等による取組

(単位：千円)

年度	区分	事業名	事業内容	補正予算額	
令和元年度	3月専決	社会福祉施設等感染拡大防止対策事業	感染症対策のための衛生物品等の購入費	10,000	
		就労系障害福祉サービス在宅就労導入支援事業	感染拡大防止の観点からテレワーク導入経費への補助	2,906	
		特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業	学校の休業に伴い追加的に生じたサービスの利用者負担及び地方負担への補助	100,799	
令和2年度	4月補正	社会福祉施設等感染拡大防止対策事業	施設等に配布する衛生用品の購入費	10,202	
		通所系社会福祉サービス継続支援事業	休業時に居宅訪問等の代替サービスの提供に係るかかり増し経費への補助	25,641	
		特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業	追加的に生じた放課後等デイサービスや代替サービスの提供に係る利用者負担の増加への補助	57,024	
		障害福祉サービス事業所ロボット等導入支援事業	感染拡大防止の観点から事業所における介助ロボット等導入経費への補助	3,600	
	6月補正	遠隔手話サービス体制整備事業	遠隔手話サービスのシステム構築	10,978	
		就労系障害福祉サービス在宅就労導入支援事業	就労系事業所におけるテレワーク導入経費への補助	4,770	
		社会福祉施設応援職員派遣支援事業	感染者が発生した入所施設への応援職員派遣に係る経費への補助	16,343	
		就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業	減収した就労継続支援事業所の生産活動の再起に係る経費への補助	25,500	
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	(障害福祉サービス再開支援事業) サービス再開に向けた利用者のアセスメントや調整等に係る経費への補助	22,122	
	(社会福祉施設等感染症対策支援事業) 施設等の感染拡大防止に係る物品購入や多機能型簡易居室の整備への補助		910,800		
	(社会福祉施設等職員慰労金支給事業) 障害福祉サービス事業所等の職員に対して慰労金を支給		1,060,061		
	合 計				2,260,746

2 令和2年度当初予算等を活用した取組

衛生用品等の保健福祉事務所への備蓄、相談支援専門員養成研修等のオンライン実施への助成、就労系事業所への支援（ネット通販サイトの構築支援や専門アドバイザーの派遣等）

社会福祉施設応援職員派遣支援事業

障がい者支援課

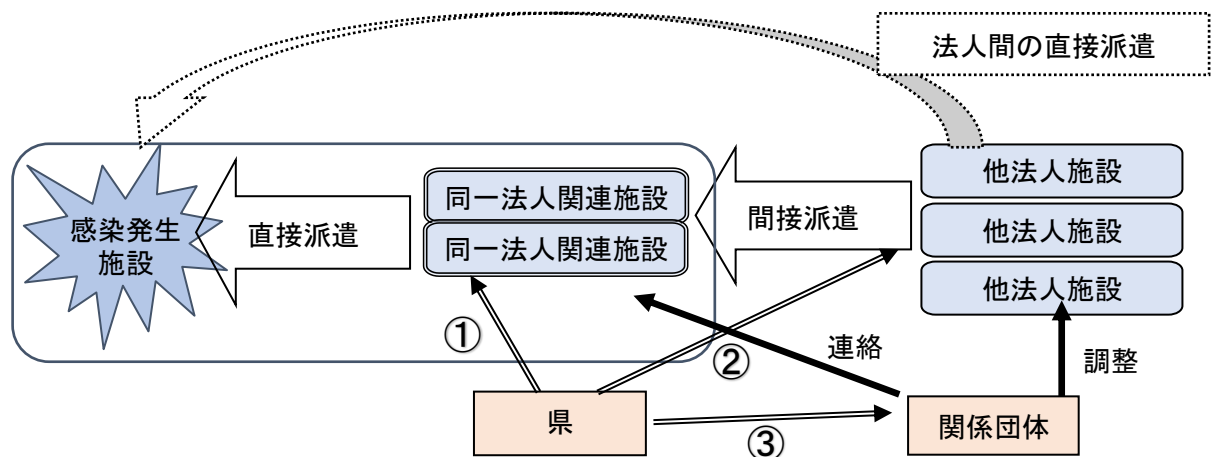
6月補正予算	16,343千円(国補)
--------	--------------

1 目的

社会福祉施設(入所施設)において新型コロナウイルス感染症の感染が発生し、入院又は健康観察のため介護職員等が勤務できない場合であってもサービス提供体制を維持できるように、他施設からの応援職員を派遣する体制を整備する必要がある。

職員の派遣にあたっては、派遣元施設や関係団体に様々なコスト(手当や旅費、派遣調整に要する費用等)が発生することから、協力金を支給し、職員の応援派遣を支援する。

2 派遣イメージ



3 補助要件等

(1) 補助対象・基準額

① 感染症発生法人(施設)

応援職員経費 20,000円(特殊勤務手当含む)×派遣人日
 ※特殊勤務手当は1人1日当たり4,000円以内

② 他法人(施設)

派遣職員経費 16,000円×派遣人日 ※直接派遣の場合は4,000円上乗せ
 派遣法人協力費 10,000円×派遣人日

③ 事業者団体

派遣調整経費 2,000円×実派遣人数 ※上限10万円

(2) 補助率 10/10

4 補正予算額 16,343千円

新型コロナウイルス感染症に係る応援職員派遣の意向調査の状況 (障害者支援施設等)

障がい者支援課

1 他法人運営の施設への応援派遣について

回答施設種類	派遣可能	難しい	検討中
旧知的障がい施設	17	6	10
旧身体障がい施設	8	3	5
障がい児入所施設	0	2	2
合計	25	11	17

2 派遣の形態（派遣可能の施設（一部検討中の施設も含む））

回答施設種類	直接派遣	間接派遣	どちらも可能
旧知的障がい施設	4	7	7
旧身体障がい施設	1	6	1
障がい児入所施設	0	0	0
合計	5	13	8

3 派遣可能な施設の種類の種類（複数選択あり）

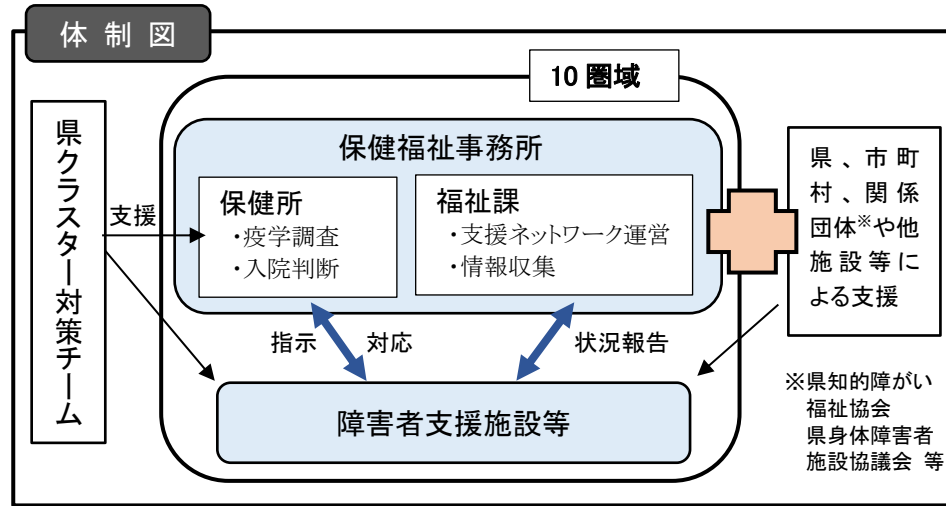
回答施設種類	旧知的障がい施設	旧身体障がい施設	障がい児入所施設	限定なし
旧知的障がい施設	15	0	1	3
旧身体障がい施設	0	6	0	2
障がい児入所施設	0	0	0	0
合計	15	6	1	5

4 職員派遣にあたっての課題（主な意見）

- ・派遣職員の感染リスク
- ・いざ本当に派遣という際には、家族理解や家庭内感染予防対策等、様々な課題が出ると想定される。
- ・派遣終了後もすぐに職場復帰はできず長期間離脱することを考えておく必要がある。
- ・利用者の特性を短期的に理解することは難しいため、派遣職員が最初に行える協力は食事提供の手伝いや環境整備（シーツ交換、掃除、消毒、換気など）、物品管理補助、ごみの廃棄等ではないか。
- ・派遣期間を明示していただくと法人としても手立てを講じやすい。
- ・派遣前と派遣後のPCR検査等の実施は必須と考える。
- ・派遣が原因での罹患は労災になるだろうが、何らかの補償が必要。

障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制

長野県障がい者支援課



分野別の具体的な対応

○発生前からの取組 ●発生後の取組

医療体制

- 施設は協力医療機関や嘱託医等と相談し、発生時の医療スタッフの体制を検討しておく
- 施設は新型コロナウイルスに係る利用者ごとの医療的対応方針について、主治医等と相談の上、事前に施設障害福祉サービス計画等で定めておく
- 保健所は施設管理者と相談の上、施設での感染者発生時に入院治療か施設内療養かの判断を行う
- 県は必要に応じ保健所、クラスター対策チーム等による調査・支援を行う

職員確保体制

- 施設は運営法人内において職種に応じた職員確保策を検討しておく
- 運営法人内における対応が困難となった場合、施設からの要請に基づき、県障がい者支援課は関係団体と連携し、応援職員派遣の調整を行う
- 県は施設の職員確保や他からの応援職員の派遣等に対し、費用助成を行う

医療資材等供給体制

- 施設は日頃から医療資材やリネン類、使い捨て食器等を含め、感染者発生時に必要となる資材の確保方法を検討しておく
- 県は施設からの要請に基づき県備蓄から医療資材等の支援を行う
- 市町村や関係団体等は施設のニーズに対し可能な支援を行う

感染性廃棄物処理

- 施設は自治体に感染性廃棄物の処分方法について確認しておく

知識普及

- 保健福祉事務所は施設に対し、新型コロナウイルス対応や防護具の取扱い・施設ゾーニング・圏域内の医療提供体制等に関する知識普及を行う
- 施設は県社協や県看護協会の相談事業等を活用するなど、感染者発生に備えた職員のトレーニングを行う

対応の基本となる主な通知

- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)
(令和2年4月7日付け国事務連絡)
- ・障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について
(令和2年5月4日付け国事務連絡)

段階別・関係者別の取組

	障害者支援施設の役割	関係団体等の役割
発生前取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止の取組徹底 ・必要物資の確保方法の検討 ・職員の確保策の検討 ・生活空間のゾーニング検討 ・防護具着脱のトレーニング等 	<p>保健福祉事務所(福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応研修の実施 ・発生に備えた支援ネットワークづくり <p>県障がい者支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係組織・団体との連絡調整 <p>施設所在市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な支援の検討
発生時対応例	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の疫学調査への協力 ・施設内消毒・清掃実施 ・生活空間のゾーニング ・可能な限り担当職員を分けた利用者処遇 ・継続的な食事提供体制確保 ・職員の宿泊場所確保等 	<p>保健福祉事務所(福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ支援会議を開催 ・県備蓄等から医療資材等の支援 <p>県障がい者支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係組織・団体との連絡調整 <p>施設所在市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な支援の実施(廃棄物処理等) <p>関係団体・他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員派遣・食事・衛生支援等

事務連絡
令和2年6月16日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の
具体的な対応事例について

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の対応については、「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」（令和2年5月4日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）においてお示ししところですが、実際に発生した施設の具体的な対応事例を知りたいという意見が寄せられていました。

今般、千葉県健康福祉部から県内で起きた障害者支援施設（北総育成園）における新型コロナウイルス感染症発生時の対応状況をまとめた別紙をいただきましたので、業務の参考として共有します。都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）や管内の障害者支援施設に対する周知をお願いいたします。

なお、千葉県内で起きた一つの事例であり、すべての例に該当するものではないことに、十分ご留意ください。千葉県におかれても、今後、今回の対応を検証する予定だと聞いております。また、真に必要な場合を除き、千葉県及び北総育成園へのお問い合わせはお控えいただくようお願いいたします。

北総育成園 新型コロナウイルス感染症 対応状況

令和2年6月
千葉県健康福祉部

○北総育成園の概要

施設名：北総育成園

所在地：千葉県香取郡東庄町笹川い5852

施設区分：障害者支援施設

定員：75名

利用者数：70名（他に通所・ショートステイの利用者あり）

職員数：63名（他に実習生等あり）

設置者：千葉県船橋市（指定管理者：社会福祉法人さざんか会）

○新型コロナウイルスの感染状況（令和2年4月21日時点の累計）

区分	対象者数	陽性者数
利用者（入所）	70	54
利用者（通所）	3	2
利用者（ショートステイ）	9	4
職員	67	40
職員家族等	122	19
隣接施設職員	14	0
他の施設A職員等	45	1
他の施設B職員等	74	1
計	404	121

○初動時の対応、行政、医療チームとの関わり

令和2年3月27日 施設職員1名が検査の結果、陽性と判明

3月28日 職員全員と発熱のあった利用者を実施したところ、職員31人、利用者26人が陽性と判明。

※その後の追加調査により、職員40名、利用者60名（通所、ショートステイ利用者を含む）の陽性を確認。

県は、北総育成園における集団感染を報道発表。

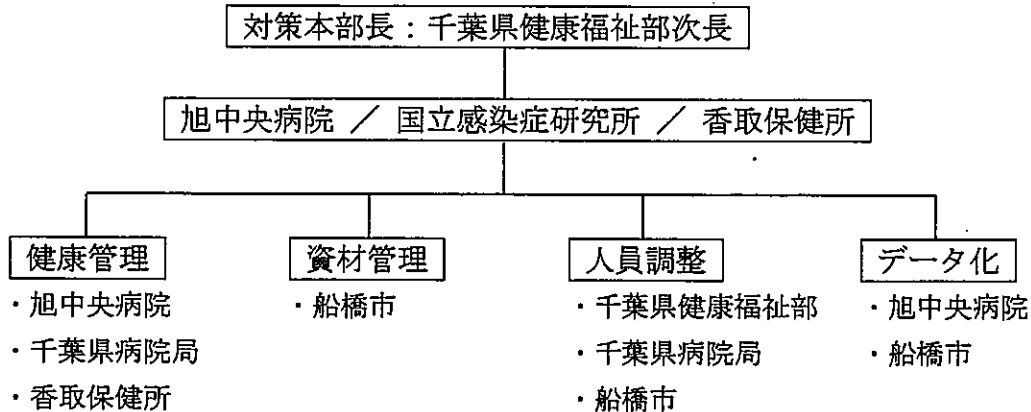
3月29日 県内感染症指定医療機関医師・看護師、国のクラスター対策班、千葉県が合同で施設調査等を実施

3月30日 県・船橋市・東庄町合同会議を開催し、効果的な対策の実施について意見交換

3月31日 現地に支援対策本部を設置

○支援対策本部の構成、役割、運営

- 北総育成園 支援対策本部



- 支援対策本部は、施設内の感染拡大の防止、利用者の健康管理、利用者への生活介護等支援の維持を目的に3月31日に現地（北総育成園）に設置。
- 県の健康福祉部次長を本部長に、医師、看護師や香取保健所、法人職員、市職員、県職員で構成。
- 支援対策本部では、情報共有のため、朝・夕にミーティングを行い、医療スタッフから利用者の健康状態、生活支援スタッフから利用者への生活支援の状況、事務スタッフから資材管理の状況などの報告が行われた。

○入院調整（初動時、その後の症状変化時など）

- 派遣された看護師等により、毎日、2回（朝・夕）の検温、1～2回の巡回を行い、利用者の健康管理を実施。
- 重症化した利用者については、対策本部の医師により医療機関への入院を決めて、県医療調整本部とも調整のうえ、医療機関への入院が行われた。
- 入院した利用者が症状が回復した場合は、入院先医療機関と対策本部との調整により、退院した後の施設への再入所が行われた。

○ゾーニングの実施経過及び管理状況

- 利用者は重度の障害を持つ方が多く、環境の変化に適応しにくいいため、陽性となった利用者でも入院での治療を必要とする方以外は、施設内で療養することとした。そこで2次感染を防ぐため、支援対策本部の国立感染症研究所医師や県病院局の感染管理認定看護師により、ゾーニングが実施された。
- クリーンゾーン、セミクリーンゾーン、レッドゾーンに区分けされ、対策本部をクリーンゾーンに設置、セミクリーンゾーンは防護服の脱着、レッドゾーンは利用者の生活区域とした。レッドゾーンとなる利用者の生活区域で支援にあたる看護師、支援員は、PPEの着用を義務付け、クリーンゾーンへ出入りする際のPPEの脱着や手指消毒を徹底した。

○施設利用者の支援（職員体制、食事、リネン、日中の過ごし方、健康チェックなど）

- 施設職員の半数以上が感染したため、施設の設置者である船橋市と運営法人の他施設から支援にあたる応援職員が派遣された。
- 厨房の職員の多くも感染し、施設内での調理ができなくなったが、県知的障害者福祉協会の協力により、近隣の施設から食事が届けられた。
その後、厨房職員が順次復帰し、施設内でごはん、味噌汁等の調理、刻み食への加工が行えるようになった。
- 日中活動は、利用者の体力が十分に回復していないことや施設職員の多くが感染したことなどから、日頃行っていた農耕、園芸、木工等の活動は休止し、一人ひとり個室で生活した。
- 健康チェックについては、派遣された看護師等により、毎日、2回（朝・夕）の検温、1～2回の巡回を行った。

○支援職員の感染防護（PPE等）

- 施設職員や他施設等からの応援職員に対して、感染管理認定看護師がガウン等防護具の安全な脱着を指導。
- 利用者の居室で支援にあたる職員は、マスク、ガウン、手袋といった衛生用品を身に着け、手指消毒を徹底する等の感染防護を行った。

○施設職員、応援職員の宿泊体制

- 施設職員については、原則として自宅から通勤した。
- 応援職員については、運営法人の他施設からの職員は当該施設の職員宿舎等に宿泊。船橋市からの応援職員は、施設所在町の廃校を借りて宿泊した。

○PCR検査の実施状況

- 施設内の利用者については、感染後3週間程度が経過した4月19日から順次検査を行い、全利用者が5月13日までに2回連続での陰性が確認された。

○物資の使用・補充

- 施設設置者である船橋市が、ガウン、ゴーグル、マスク、手袋、防護服等の防護具、消毒液や消毒用ワイプなどの衛生用品、携帯電話、通信カード、Wifiルーター等の通信機器、タオル、ポリ袋などの消耗品を搬入し、物資を供給。
- 県からも、ガウンや手袋など施設が緊急的に必要となった医療用資材などを供給。
- ただし、ガウンについては全国的に不足していることもあって、ゴミ袋の加工で代用できる部分は代用して、節約しながら使用した。

○家族、近隣住民、地元自治体への対応

- 保護者に対しては、法人理事長・施設長から文書で7回、集団感染が発生したことのお詫びと現状の報告をしている。
- 地元自治体に対しては、施設が所在する東庄町に4回、近隣の香取市に3回、集団感染後の施設の状況について報告をしている。

○終息宣言以後の取組、ウイルス再持ち込み抑止対策

- 5月13日に施設内の利用者が全員陰性になったことが確認できたため、5月14日までに支援対策本部の活動を終了したが、対策本部の終了にあたって県立病院から派遣されていた感染管理認定看護師から施設職員に対して、あらためてPPEの脱着や消毒方法などについて説明を行っている。

○その他

- 北総育成園での集団感染を踏まえて、障害福祉施設での新型コロナウイルス感染症の感染防止と発生時の対応について周知を図るため、県立病院に勤務する感染管理認定看護師を施設へ派遣し、施設内のゾーニングの考え方、施設内での消毒方法や手指衛生方法、個人防護具の取扱い等について助言指導を行うこととした。(令和2年6月から9月頃を予定)